

令和 4 年 5 月 18 日現在

機関番号：17701

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2021

課題番号：19K14067

研究課題名（和文）高校教育普及期における准看護婦制度の改革及び存続メカニズムに関する研究

研究課題名（英文）A Study on the Associate Nurse System in the Period of Popularization of High School Education

研究代表者

濱沖 敢太郎（HAMAOKI, Kantaro）

鹿児島大学・法文教育学域教育学系・講師

研究者番号：80803725

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の目的は、准看護婦の養成及び身分保障を支えてきた社会経済的メカニズムと、1960～1970年代におけるその変容を、若年女性の職業選択と教育訓練との関係の観点から明らかにすることである。明らかになったことは主に2点である。第一に、准看護婦制度に関する日本看護協会の方針は、原則廃止を求めるものである一方で、政治状況等への対応の中で制度改革に関する検討は必ずしも一貫したものではなかったということ。第二に、看護職全体の職能形成や待遇改善をめぐることは、日本看護協会と政党や労働組合との関係がその後の時代と比べて複雑であったということである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の特徴は、医療・看護制度全体の改革における准看護婦の位置づけと、高校進学率の上昇が女性の職業選択にもたらした影響という、2つの問題に焦点を当てたことであった。このうち、前者については従来の研究が1960年代以降の看護職の待遇をめぐる問題に焦点を当ててきたのに対して、資格制度が問題を複雑化させたことを指摘した点に本研究の学術的意義がある。また、後者については従来の研究が高学歴化の影響を特に就職・採用時点の問題として論じてきたのに対して、資格職内部での学歴格差が制度設計に与える影響を指摘した点に本研究の学術的意義がある。

研究成果の概要（英文）：The purpose of this study is to clarify the socioeconomic mechanisms that have supported the training and status guarantee of assistant nurses and their transformation in the 1960-1970s in terms of the relationship between young women's career choices and their educational training. There are two main findings. First, while the policy of the Japan Nurses Association regarding the assistant nurse system called for its abolition in principle, its consideration of institutional reform was not always consistent in its response to the political situation and other factors. Second, the relationship between the JNA and political parties and labor unions was more complicated than in later periods with regard to the formation of the nursing profession as a whole and the improvement of its treatment.

研究分野：教育社会学

キーワード：教育 ジェンダー 准看護婦

1. 研究開始当初の背景

准看護婦は、戦後日本の看護制度を考える上で重要な役割を果たしてきた職種である。特に、看護に関する職務の高度化や待遇の問題をめぐって、その廃止や存続に関する議論が関係団体によって長らく続いてきた。

しかし、准看護婦制度の歴史を考える上で、先行研究はさまざまなアクターによる制度上の争点やその社会経済的条件の変化について十分な検証を行ってこなかった。制度上の争点に関して言えば、准看護婦制度の廃止を求める点において多くのアクターの意見が一致していた。それにもかかわらず制度が存続したのは、制度廃止を求める理由がアクターによって異なっていたからであり、先行研究は廃止理由の齟齬を詳細に検討してきたとは言い難い。また、社会経済的条件に関して言えば、准看護婦が最も増えたのは国民皆保険成立後の1960年代であるが、この時代は女性を含む高校進学率の上昇によって、中卒労働者の確保が難しくなっていく時代でもあった。それゆえ、准看護婦制度の廃止に伴う制度改革案は労働力確保や、既得権者の資格移行等さまざまな問題を勘案しなければならない状況であったはずである。以上のような問題を考えると、准看護婦制度が今日に至るまで存続してきた歴史的経緯を先行研究が明らかにしてきたとは言い難い状況であった。

2. 研究の目的

本研究の目的は、准看護婦制度の存続メカニズムを、看護制度改革と高校進学率の上昇が進んだ1960～1970年代に焦点を当てて明らかにすることであった。

准看護婦制度の廃止を求めるアクター間の争点に関して、その方針や齟齬を容易に理解できるのが医師会と労働組合である。前者は従来の中卒労働者同様、徒弟訓練に近い形での教育や低学歴に連動した安価な労働力としての看護職の確保を望み、そのため低い待遇での看護職の一本化を望んでいた。これに対して後者は、看護職全体の待遇改善を志向しつつ、実質的に同等の業務に従事している正看護婦と准看護婦の待遇格差を問題視していた。このような明確な対立の中で、日本看護協会は全国的な職能団体として、厚生省からも制度改革をめぐる意見聴取をたびたび受けていたにもかかわらず、同協会の方針や対応は明らかにされていない。このため、妥協点としての制度改革構想がどう作られたのかを日本看護協会の運動方針等に着目して明らかにすることが目的の一つとなる。

また、高校進学率の上昇は准看護婦の確保や制度改革にも大きな影響を及ぼしたと考えられる。中卒労働者の確保が難しくなる中で、高卒女性を准看護婦として養成したり、その代替的な資格制度を設けたりすれば、当然既得権者との業務区分や待遇格差が問題とならざるを得ない。それゆえ、第一の目的に関連して、さまざまな制度改革案が看護職内部での利害調整をどのように行おうとしていたのかを明らかにすることが、第二の目的となった。

3. 研究の方法

本研究の開始当初は、2つの作業課題を計画していた。第一に、看護制度改革全体をめぐる諸アクターの方針に関して、文書資料の網羅的な収集を行うこと。このアクターには、日本看護協会や医師会、労働組合、厚生省、自治体厚生部局等が含まれる。第二に、高等学校衛生看護科の設置、及びそれに関わる准看護婦養成機関と高等学校定時制課程・通信制課程との技能連携制度に関する資料収集を行うことであった。この作業課題は、研究代表者がこれまでの研究において1960年代以降、准看護婦養成と高校教育を両立させるような取り組みが展開されてきたことが明らかになっており、このことを踏まえ、中央省庁や全国団体よりも実際の職場、労働環境に近い関係者が制度改革をめぐる論争にどう関わったのかを明らかにするために設定したものであった。

しかし、上記計画については、新型コロナウイルス対策の中で変更せざるを得なくなった。特に、准看護婦養成機関の資料については、歴史的に養成機関設置者の多くが医療法人あるいは関係団体によるものであったため、訪問による資料収集を行うことが極めて難しくなった。また、研究者自身の研究活動についても県外移動等の制約を受けたことにより、全国的な組織団体の資料のうち図書館・文書館等に収蔵されていない資料の収集を行えなくなった。

その一方で、研究計画の中で重要な位置を占める日本看護協会に関して、研究機関中に1960年代から1970年代に発行された機関誌をまとめて入手することが可能になった。この機関誌は理事会の審議に関する報告や、協会執行部が政党・労働組合・行政機関等と行なった交渉等を詳細に記録しており資料的価値が高いにもかかわらず、先行研究が網羅的な検討を行っていなかった。

このため、開始当初に予定していた研究計画のうち第一の作業課題に研究活動を絞り、日本看護協会の制度改革をめぐる運動方針に関して、機関誌を資料に明らかにすることを主な研究方法とすることとした。医師会や労働組合など、郵送等での資料収集が比較的容易な全国組織については、日本看護協会の動向を踏まえながら補足的な資料収集や検討を行うこととした。

4. 研究成果

本研究の主要な成果は、1960年代から1970年代にかけての准看護婦制度改革をめぐって、日本看護協会（以下、日看協）が置かれた社会的状況及び同協会の運動方針を詳らかにしたことである。従来の研究では、日看協が看護職の職能水準の向上を目指し、准看護婦制度の原則廃止を戦後直後から求めてきたことが指摘されるにとどまっていた。しかし、国民皆保険の実施に伴って看護従事者の量的なニーズが高まる中で、1960年代から1970年代という短い期間をとってみても、准看護婦制度の廃止やその後の改革案にかんする日看協の方針はしばしば変わっていた。このような方針変更はまずもって組織外部の条件に左右される部分が大きかった。看護従事者の量的ニーズの高まりは、その待遇問題の顕在化とともに医師団体や労働組合の活動を活発化させた。すなわち、正看護婦と准看護婦との区分の廃止や、准看護婦の代替的な資格の制定、看護補助職の拡充など看護制度全体に及び論点がさまざまな団体の運動によって問題化するようになったのである。日看協は早くから准看護婦制度の廃止を含む保健婦助産婦看護婦法の抜本的改正を訴え、また改正法の草案発表等の運動を展開していた。しかし、日本医師会や自民党、総評が立て続けに制度改革案を法律制定のプロセスに載せる中で、抜本改正案はあくまで原則論として確認されるにとどまり、特に資格取得に必要な教育訓練の水準を落とさないよう、他団体の法案を制止する活動に追われることになる。同時に、この期間は高校進学率が急激に上昇していたため、他団体の看護制度改革案も時期によってしばしば変化が生じた。その結果、准看護婦にとどまらず、正看護婦や看護補助職も含めた看護制度に関する総論的なビジョンを提示することが日看協としては困難になっていく。

同時に、1960年代から1970年代は日看協内部、あるいは看護従事者同士の関係においても、運動方針をめぐる意思統一・意思疎通が困難な時期でもあった。前提として、1950年代後半以降、日看協は会員数が急激に増加したこともあり、組織体制の変更をしばしば行なっている。日看協にはおよそ保健婦、助産婦、（准）看護婦の3つの職種が共存しており、団体としては総合看護の理念のもと三職種が職能形成を始め協力関係を築くことが謳われたものの、実際の就業場所の違いや教育歴・機関がなお別であったことから、全国組織としての統一はもちろんのこと、都道府県の支部レベルでも協力関係はさまざまであり、団体としての方針作成と運動が困難になっている側面があった。また、会員には労働組合員として革新政党を支持する層と、医師会や病院協会等との協力関係を重視し自民党を支持する層が混在していた。このような政治方針の齟齬は、日本看護連盟を通じて国会議員の当選を目指すプロセス等を含めて、制度改革にかんして組織内外に様々な配慮をしなければならないという点で、日看協執行部の活動にも影響していた。さらに、高校進学率の急激な上昇は、資格取得に関わる基礎学歴の問題や、資格保有者の既得権保護等にかんして、看護従事者内部で必ずしも利害が一致しないケースを生み出している。すなわち、従来中卒を基準としていた准看護婦が廃止され、高卒を基準とする看護婦に資格が統一されることは教育期間の長期化や職能水準の向上という観点からは望ましいものと考えられたが、その一方で実態として正看護婦と同様の業務に従事している准看護婦の既得権を保護することも重要になる。制度改革の方針立案にあたっては、資格の移行措置等も入念に検討されているが、先述の運動方針との多様性とも相まって、日看協の方針作成を困難にする一因になっていた。

以上に明らかにしてきた歴史的なプロセスは、戦後日本の看護制度を理解する上で重要な知見を提示するものと考えられる。すなわち、准看護婦の廃止に関して、学術的な関心と社会的な注目が集まったのは主に1990年代の廃止論争であったが、その前史を描く本研究の成果は准看護婦の制度史を包括的に理解する上で重要な意義を持つ。特に、日看協が制度構想や改革に果たす役割に関して、1960年代～1970年代においては政党や他団体との関係が複雑であったことは上に示してきた通りである。日看協と政党政治との関係は1970年代後半から急速に変化していくが、このことが准看護婦にとどまらない看護制度全体への日看協への影響力をどう変えていくのか、看護に関わる広汎な問題を考える歴史的な前提を詳らかにしたと言える。

また、「3. 研究の方法」にも記載したとおり、高等学校衛生看護科の設置や准看護婦養成機関と高校教育との技能連携制度に関して十分な資料収集を行うことはできなかったが、日看協が発行した資料等からこれらの制度が抱えた課題が部分的に明らかになったことも本研究の成果である。まず、高等学校衛生看護科の設置については、先にも見た通り中卒労働者の確保が困難になる中で、高校段階での准看護婦養成を一つの目的として制度設計が進められていた。しかし、特に全日制課程の衛生看護科の卒業生が必ずしも准看護婦として就職するケースは多くなく、新たに設置された専攻科や短期大学への進学を通じて正看護婦の資格取得を目指す卒業生が目立つようになった。この点に関して、日看協は組織として公式の見解を出すことはあまりなかったが、関係者の多くは早い段階から衛生看護科卒業時点での就職ではなく、進学による正看護婦資格の取得を奨励するような発言をしばしばしていた。このような背景には准看護婦制度の原則廃止、またそれに伴う正看護婦への移行措置の実施等を見据えて、新たな就業者にはキャリアの早い段階から高度な教育を受けさせようとする日看協内部の議論が影響したものと考えられる。

高等学校衛生看護科が必ずしも制度発足当時に期待されたような教育訓練機関として機能せず、さらにアクター間の制度改革をめぐり齟齬が顕在化する中で、その存立が難しい状況に置かれたのが技能連携制度である。そもそも技能連携制度を活用している定時制・通信制課程の衛生

看護科の多くは実習施設を高校側に用意せず、准看護婦養成所における職業訓練をもって衛生看護科としてのカリキュラムが成立している学校も多かった。それゆえ、准看護婦養成を役割としつつ生徒の高卒資格取得ニーズを満たそうとする准看護婦養成所と、高卒資格の取得を通じて職業移動を促すことを一つの役割としつつ生徒募集においては中卒労働者を抱える職業訓練機関等に頼らざるを得なくなりつつあった定時制・通信制課程との間には、対立と協調の両面を含みこむような関係が成立していた。この点、日看協関係者も定時制・通信制課程が中卒労働者の職業訓練と職業移動との緊張関係に直面していることを理解しており、技能連携制度に限らず、農村と大都市間の職業移動がその社会経済的条件になっていることを指摘していた。

このような高校教育と看護制度改革との関係が本研究を通じて十分に明らかになったとは言えないが、准看護婦制度の原則廃止が難しくなる中で日看協が局面ごとの対応を求められる中で、女性の職業移動や看護職の社会的位置づけをどう構想していたのかなど、新たな研究課題の可能性を提示する点においても、本研究の知見は重要なものと考えらる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 木村元・江口怜・濱沖敢太郎・呉永鎬・神代 健彦・松田 洋介・山田 宏・前田晶子	4. 巻 31
2. 論文標題 座談会『境界線の学校史：戦後日本の学校化社会の周縁と周辺』の意図と到達点	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 教育と社会 研究	6. 最初と最後の頁 3,17
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 濱沖敢太郎
2. 発表標題 高校教育の普及と准看護婦をめぐる問題
3. 学会等名 日本教育社会学会大会第71回大会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 木村 元	4. 発行年 2020年
2. 出版社 東京大学出版会	5. 総ページ数 272
3. 書名 境界線の学校史	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------